

狛江市規則第 65 号

狛江市介護保険条例施行規則及び狛江市標準処理期間に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 6 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市介護保険条例施行規則及び狛江市標準処理期間に関する規則の一部を改正する規則

令和8年10月6日

規則第65号

(狛江市介護保険条例施行規則の一部改正)

第1条 狛江市介護保険条例施行規則（平成12年規則第36号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(特例居宅介護サービス費等の額) 第12条 法第42条第4項、法第42条の3第2項、法第47条第4項、法第49条第3項及び法第51条の4第2項に規定する市が定める額は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(5) (略) 2～6 (略)	(特例居宅介護サービス費等の額) 第12条 法第42条第3項、法第42条の3第2項、法第47条第3項、法第49条第2項及び法第51条の4第2項に規定する市が定める額は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(5) (略) 2～6 (略)
(特例介護予防サービス費等の額) 第15条 法第54条第4項、法第54条の3第2項、法第59条第4項及び法第61条の4第2項に規定する市が定める額は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) (略) 2 第一号被保険者であって法第59条の4に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれらに相当するサービス（以下「介護予防サービス等」という。）に係る特例介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費（以下「特例介護予防サービス費等」という。）について前項第1号又は第2号の規定を適用する場合においては、これらの規定	(特例介護予防サービス費等の額) 第15条 法第54条第3項、法第54条の3第2項、法第59条第3項及び法第61条の4第2項に規定する市が定める額は、次の各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) (略) 2 第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれらに相当するサービス（以下「介護予防サービス等」という。）に係る特例介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費（以下「特例介護予防サービス費等」という。）について前項第1号又は第2号の規定を適用する場合においては、これらの規定

改 正 後	改 正 前
中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 3～6 （略）	中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 3～6 （略）

（狛江市標準処理期間に関する規則の一部改正）

第2条 狛江市標準処理期間に関する規則（平成22年規則第53号）の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
部	課	許認可等事務	根拠法令、条例又は規則	標準処理期間	部	課	許認可等事務	根拠法令、条例又は規則	標準処理期間
(略)					(略)				
福祉保健部	福祉相談課	生活保護法による保護の決定	生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条	14日	福祉保健部	福祉相談課	生活保護法による保護の決定	生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条	14日
		介護給付費等の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項	90日			介護給付費等の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項	90日
		介護給付費等の支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17	30日			介護給付費等の支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17	30日

改 正 後					改 正 前				
	高 齢 障 が い 課		年 法 律 第 123 号) 第 24 条 第 2 項				年 法 律 第 123 号) 第 24 条 第 2 項		
		補 装 具 費 の 支 給 決 定	障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 第 76 条 第 1 項	30 日			補 装 具 費 の 支 給 決 定	障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 第 76 条 第 1 項	30 日
		自 立 支 援 医 療 費 の 支 給 認 定	障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 第 52 条 第 1 項	30 日			自 立 支 援 医 療 費 の 支 給 認 定	障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 第 52 条 第 1 項	30 日
		自 立 支 援 医 療 費 の 支 給 認 定 の 変 更	障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 第 56 条 第 2 項	30 日			自 立 支 援 医 療 費 の 支 給 認 定 の 変 更	障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 第 56 条 第 2 項	30 日
		特 別 障 害 者 手 当 等 の 支 給	特 別 児 童 扶 養 手 当 等 の 支 給 に 関 す る 法 律 (昭 和 39 年 法 律 第 134 号) 第 19 条 及 び 第 26 条 の 2	90 日			特 別 障 害 者 手 当 等 の 支 給	特 別 児 童 扶 養 手 当 等 の 支 給 に 関 す る 法 律 (昭 和 39 年 法 律 第 134 号) 第 19 条 及 び 第 26 条 の 2	90 日
		要 介 護 及 び 要	介 護 保 険 法 (平 成	30 日			要 介 護 及 び 要	介 護 保 険 法 (平 成	30 日

改 正 後					改 正 前				
		支援認定	9 年 法 律 第 123 号) 第27条第 7 項及び第32条第 6 項				支援認定	9 年 法 律 第 123 号) 第27条第 7 項及び第32条第 6 項	
		要介護認定及び要支援認定の更新	介護保険法第28条第 4 項及び第33条第 4 項	30日			要介護認定及び要支援認定の更新	介護保険法第28条第 4 項及び第33条第 4 項	30日
		要介護状態区分及び要支援状態区分の変更の認定	介護保険法第29条第 2 項及び第33条の 2 第 2 項	30日			要介護状態区分及び要支援状態区分の変更の認定	介護保険法第29条第 2 項及び第33条の 2 第 2 項	30日
		要介護認定等の手続の特例	介護保険法第35条第 2 項、第 4 項及び第 6 項	30日			要介護認定等の手続の特例	介護保険法第35条第 2 項、第 4 項及び第 6 項	30日
		住所移転後の要介護認定及び要支援認定	介護保険法第36条	7 日			住所移転後の要介護認定及び要支援認定	介護保険法第36条	7 日
		介護給付等対象サービスの種類の変更	介護保険法第 <u>37条</u> <u>第 3 項</u>	14日			介護給付等対象サービスの種類の変更	介護保険法第 <u>37条</u> <u>第 4 項</u>	14日
		居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福	介護保険法第44条第 1 項及び第56条第 1 項	30日			居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福	介護保険法第44条第 1 項及び第56条第 1 項	30日

改 正 後					改 正 前				
		社用具購入費 の支給					社用具購入費 の支給		
		居宅介護住宅 改修費及び介 護予防住宅改 修費の支給	介護保険法第45条 第1項及び第57条 第1項	30日			居宅介護住宅 改修費及び介 護予防住宅改 修費の支給	介護保険法第45条 第1項及び第57条 第1項	30日
		サービスの利 用者負担額の 減額及び免除	介護保険法第50条 及び第60条	14日			サービスの利 用者負担額の 減額及び免除	介護保険法第50条 及び第60条	14日
		介護保険負担 限度額の認定	介護保険法第51条 の3第1項及び第 61条の3第1項	14日			介護保険負担 限度額の認定	介護保険法第51条 の3第1項及び第 61条の3第1項	14日
		介護保険特定 負担限度額の 認定	介護保険法第51条 の4第1項及び第 61条の4第1項	14日			介護保険特定 負担限度額の 認定	介護保険法第51条 の4第1項及び第 61条の4第1項	14日
		高額介護（介 護予防）サー ビス費支給決 定	介護保険法第51条 第1項及び第61条 第1項	60日			高額介護（介 護予防）サー ビス費支給決 定	介護保険法第51条 第1項及び第61条 第1項	60日
		高額医療合算 （介護予防） 介護サービス	介護保険法第51条 の2第1項及び第 61条の2第1項	90日			高額医療合算 （介護予防） 介護サービス	介護保険法第51条 の2第1項及び第 61条の2第1項	90日

改 正 後					改 正 前				
		費支給決定					費支給決定		
		指定地域密着型サービス事業所の指定	介護保険法第78条の2第1項	45日			指定地域密着型サービス事業所の指定	介護保険法第78条の2第1項	45日
		指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定	介護保険法第115条の12第1項	45日			指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定	介護保険法第115条の12第1項	45日
		介護保険料の減免	介護保険法第142条及び狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）第15条第1項	14日			介護保険料の減免	介護保険法第142条及び狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）第15条第1項	14日
		介護保険料の徴収猶予	介護保険法第146条及び狛江市介護保険条例第14条第1項	14日			介護保険料の徴収猶予	介護保険法第146条及び狛江市介護保険条例第14条第1項	14日
		要介護者の障害者控除対象者の区分の認定	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条	7日			要介護者の障害者控除対象者の区分の認定	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条	7日
(略)					(略)				

付 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 15 条第 2 項の改正規定及び第 2 条については、社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）附則第 1 条第 4 号に定める日から施行する。